

被爆2、3世に法的援護を

3団体 長崎市へ申し入れ



被爆2、3世の法的援護を国に要望するよう長崎市に申し入れる崎山事務局長（右から2人目）ら 一同市役所

長崎市に
2021.4.2長崎

県被爆二世の会（丸尾育
朗会長）など3団体は22日、
長崎市に対し、被爆2、3
世の法的援護を国に求める
よう申し入れた。生活や健

康に関する実態調査の実施
が国の予算で発行される。

も求めた。
被爆2世らへの施策は年
1回の健康診断にとどまっ
ていたが、今年6月から健
診結果を記入する「記録簿」

団体側は記録簿発行を
「小さな一歩」と一定評価
する一方、「法的援護には
つながらない」と指摘。被爆
者への医療費支給を定めた
被爆者援護法を2世らにも
適用するよう、国への働き
掛けを市に求め、「2世も
高齢化しておりスピード感
を持って対応を」と訴えた。

市は毎年の申し入れを受
け、国に対し健診内容の拡
充や実態調査の実施を要望
してきた。市原爆被爆対策
部の前田孝志部長は「一朝
一夕にはいかなない課題が山
積み。市議会とも一緒に取
り組む」と述べた。市役所所
長には県被爆二世の会の崎山
昇事務局長ら4人が訪れ、
丸尾会長がオンラインで参
加した。

（三代直矢）